

ブラック校則?!

～岐阜県立高校の校則をチェック～

地毛証明書って知っていますか。黒髪・直毛でない生徒は
学校に地毛であることを証明しなければならないのですって。何か変ではないですか。
親が“いいよ”と言っても友人の家に泊まることができない、下着は白色でなければならない、
学校外でも自由に集会に参加できない、などという「校則」もあります。
女子生徒はスカート、男子生徒はズボン。なぜ決められなければならないの。ほかではダメなの？
子どもたちには、日本国憲法が定める自由や人権がないのでしょうか。
子どもの人権ネットワーク・岐阜では、県下の全県立高校の「校則」を集めて、検討をしてきました。
生徒の皆さん、保護者の方、学校の先生、ぜひ参加してください。一緒に考えてみませんか。



講師

河合良房弁護士

日時

2019年1月26日(土) 受付 13:30～
講演 14:00～16:00

会場

ハートフルスクエアー G 中研修室
岐阜市橋本町 1-10-23 (JR 岐阜駅東) ☎ 058-268-1050

定員

50人

資料代

300円

【主催】子どもの人権ネットワーク・岐阜 代表：河合良房（弁護士）

【連絡先】河合法律事務所内 〒500-8812 岐阜市美江寺町 1-22 奥村ビル 2F

TEL 058-262-7997 FAX 058-262-3997 (平日 17時まで)

原（事務局長）携帯 090-3567-6564